○関東地方整備局告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	六号	土浦市中字勢至堂二五七番一地先から同市永国字根崎二五四番一地先まで	関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所
〃	〃	土浦市佐野子字芝原一四三二番地先から同市並木一丁目三八六五番地先まで	〃
〃	〃	土浦市中貫字館野八七九番一地先から同市中貫字門畑一六〇九番一地先まで	〃

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年一月十四日

○九州地方整備局告示第九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百一号	飯塚市網分字奈良林七四九番四から同市多〇〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

九州地方整備局長　小平田浩司

供用開始の期日　平成二十九年一月十三日

○九州地方整備局告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	二百一号	飯塚市網分字奈良林七四九番四から同市多田字向ノ山四〇〇番一まで	九州地方整備局及び北九州国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日

平成二十九年一月十四日

人事異動

内閣府

公安審査委員会委員長に任命する

房村　精一

公安審査委員会委員に任命する（各通）（以上一月十一日）

太田　順司　坂場　三男　竹中　千春

法務省

平成二十九年度土地家屋調査士試験委員（筆記試験担当）に任命する

秋山　昌巳　市川　栄二　小林　肇

阪上　浩　三野宮淳一　田村　佳章

間部　一功　吉原　幸弘

任期は平成二十九年十二月三十一日までとする（各通）

検事　野口　宣大

検事兼法務事務官兼法務教官　宮崎　文康

法務事務官　岩崎　琢治

同　西田　淳二　同　渡辺　陽史

平成二十九年度土地家屋調査士試験委員に併任する

併任の期間は平成二十九年十二月三十一日までとする（各通）

検事　大谷　太

平成二十九年度土地家屋調査士試験委員（筆記試験担当）に併任する

併任の期間は平成二十九年十二月三十一日までとする（以上一月十日）

検事　中川　正晴

叙位・叙勲

○叙位

従四位に叙する

北浦　嘉夫　鷹岡　邦雄

従六位に叙する（各通）（以上二十八年十一月二十三日）

白石　洋介　三輪　隆夫　森園　千治

従四位に叙する

正七位　従七位

秋山　恒喜　三橋　一成　高木壯八郎　森田　清三

従五位に叙する（各通）

正六位に叙する

相良　公治　小鮒　重雄　佐々木　勇（香川県多度津町議会議員）

従六位に叙する（各通）

石丸　悟　金村　善光　吉川　秀治

正七位に叙する（各通）

従七位に叙する（以上二十八年十一月二十四日）

鈴木　七郎　下田　邦彰　北沢　義男

従四位に叙する

従五位に叙する

正六位に叙する

近藤　巽　吉野　長康

従六位に叙する（各通）

江頭　安昭　尾崎　美光

従七位に叙する（各通）（以上二十八年十一月二十五日）

大石　哲司　小林　五男　高橋　直幸

従七位

正五位に叙する（各通）

従五位に叙する

菅野　源枝　下元　幸夫　兒玉　清隆　舞原　一己

正六位に叙する（各通）

佐伯　直行　長尾　達　内田一之助

従六位に叙する（各通）

正七位に叙する

（准陸尉）

佐藤　政雄　市川　勇　村上　義明

従七位に叙する（各通）（以上二十八年十一月二十六日）

糠谷　眞平

正四位に叙する

伊藤　延秀　来田　紘一

正五位に叙する（各通）

上澤　光雄　大山　吉次　相馬　一敏　山口　裕孝

従五位に叙する（各通）